

パブリックコメント第21号

「常陸大宮市安全な飲料水の確保に関する条例(案)」に対するご意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により水道法の一部が改正され、平成25年4月1日から水道法が適用される専用水道及び簡易専用水道に係る事務の権限が、茨城県から市に移譲されました。

また、水道法の規制対象にならない小規模水道等に係る事務の権限についても、平成26年4月1日から、茨城県から市に移譲されることから、小規模水道等に係る衛生対策について、必要な事項を市が条例として制定するにあたり、市民の皆さんから意見を募集するものです。

なお、茨城県では水道法に規定する簡易専用水道の管理検査（現場検査、給水栓における水質の検査及び書類提出検査）のほかに、水質検査の実施を「茨城県安全な飲用水の確保に関する条例」において義務付ける等独自の対策を講じています。本市においても、これまで県が実施してきた対策と同様の内容を条例で規定します。

◎案の公表日

平成25年12月10日(火)

◎意見の募集期間

平成25年12月10日(火)～平成26年1月8日(水)

◎公表案及び公表方法

「常陸大宮市安全な飲料水の確保に関する条例(案)」

- ・市役所環境課環境推進G(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙は、市のホームページを参照するか市役所環境課(本庁1階)、または各総合支所市民福祉課に置いてありますので、次のいずれかの方法で提出してください。

提出していただける意見は、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

- ・直接持参・・・市役所環境課環境推進G(本庁1階)または各総合支所市民福祉課
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所環境課環境推進G
- ・FAX・・・市役所環境課環境推進G 53-5415
- ・Eメール・・・kanky@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市安全な飲料水の確保に関する条例(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません。(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所環境課(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

◎参考 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例

(http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/somu/reiki_int/reiki_honbun/ao40006311.html)

問 本庁 環境課環境推進G ☎52-1111 内線122 **FAX** 53-5415

✉ kanky@city.hitachiomiya.lg.jp **H-P** <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

「常陸大宮市安全な飲料水の確保に関する条例(案)」の概要

1 条例の目的

この条例は、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道（以下「小規模水道等」といいます）並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにし、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用水等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲用水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的として制定するものです。

2 条例の対象

(1) 小規模水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、次のいずれかに掲げる者に必要な水を供給するもの（アまたはイに掲げる者に水を供給するものにあつては、常時水の供給を受ける者が50人未満であるものを除く）のうち、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外のものをいいます。

ア 特定の地域に居住する者

イ 共同住宅、事務所、工場その他規則で定める建築物等を使用し、または利用する者

ウ 賃貸住宅その他の建築物の全部または一部であつて、賃貸の用に供するもの（規則で定めるものを除く）に居住する者

(2) 小簡易専用水道

水道事業の用に供する水道または小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であつて、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が、水道事業の用に供する水道からのみ受水する場合にあつては5㎡以上10㎡以下であるもの、その他の場合にあつては5㎡以上であるものをいいます。

(3) 簡易専用水道

水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいいます。

(4) 飲用井戸等

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であつて、水道事業の用に供する水道、専用水道及び小規模水道以外のものをいいます。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物を使用し、または利用させる者に必要な水を供給するために当該建築物に布設させる小規模水道等及び飲用井戸等については、この条例の適用除外となります。

3 責務

小規模水道等及び飲用井戸等の設置者に対し、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を課すこととします。

4 水質基準及び施設基準

(1) 小規模水道及び小簡易専用水道について、水道法第4条の規定と同様の水質基準を設けます。当該施設から供給される水は、この基準を満たすものでなければなりません。

(2) 小規模水道について、水道法第5条第1項及び第3項の規定と同様の施設基準を設けます。小規模水道の施設は、この要件を備えるものでなければなりません。

5 小規模水道

小規模水道の設置者に対し、布設工事に係る確認申請、変更等の届出、給水開始前の水質検査・施設検査の実施及び実施結果の届出、水質検査（定期・臨時）の実施、衛生上の措置、給水の緊急停止措置等、管理責任者の設置及び当該責任者の健康診断の実施、設置者等の住所・氏名等の変更届出等について義務を課すものとします。

6 小簡易専用水道

小簡易専用水道の設置者に対し、布設工事に係る届出、変更等の届出、小簡易専用水道の管理、定期水質検査の実施、管理責任者の設置及び当該責任者の健康診断の実施、設置者等の住所・氏名等の変更届出等について義務を課すものとします。

7 簡易専用水道

簡易専用水道については、管理基準、管理検査（現場検査、給水栓における水質の検査及び書類提出検査）の実施、監督（改善指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査）、罰則等について水道法に規定されていますが、簡易専用水道の設置者に対し、布設工事に係る届出、変更等の届出、定期水質検査の実施、管理責任者の設置及び当該責任者の健康診断の実施、設置者等の住所・氏名等の変更届出等について、水道法とは別に市条例で義務を課すものとします。

8 飲用井戸等

飲用井戸等の設置者に対し、給水開始前の水質検査の実施、定期水質検査の実施、衛生上の措置、給水の緊急停止措置等の努力義務を課すものとします。

また、市長は、この条例で定める事項に関し、飲用井戸等の設置者が適切に措置を講じるために必要な指針を定めるものとします。

9 監督

市長は、小規模水道等の布設または管理の適性を確保するために必要と認めるときは、当該設置者に対して、改善指示、給水停止命令、報告の徴収及び立ち入り検査を行うことができます。

10 罰則

(1) 小規模水道の緊急停止措置の義務違反者には、30万円以下の罰金または科料に処します。

(2) 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金または科料に処します。

ア 小規模水道

- ・布設工事の確認申請義務違反者
- ・給水開始前の水質検査、施設検査実施義務違反者
- ・定期、臨時の水質検査実施義務違反者
- ・管理責任者の健康診断実施義務違反者
- ・給水停止命令違反者

イ 小簡易専用水道または簡易専用水道

- ・定期水質検査実施義務違反者
- ・管理責任者の健康診断実施義務違反者
- ・給水停止命令違反者

ウ 簡易専用水道

- ・定期水質検査実施義務違反者
- ・管理責任者の健康診断実施義務違反者

(3) 次のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金または科料に処します。

ア 小簡易専用水道または簡易専用水道

- ・布設工事の届出義務違反者

イ 小規模水道等

- ・報告の義務違反者及び立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 両罰規定

法人の代表者または法人若しくは代理人等が、その法人または業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、刑を科します。

11 水質検査

水質検査の検査概要については、次表のとおりです。簡易専用水道については、水道法で規定する給水栓における水質の検査のほかに、独自の対策として別途検査項目の実施義務を課すものとします。

	条例適用 水道法20条と同様 (50項目)	条例適用 (10項目)	水道法34条の2第2項 適用 (6項目)
小規模水道	○	—	—
小簡易専用水道	—	○	—
簡易専用水道	—	○	○
飲用井戸等	△ (努力義務)		—

※検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）の規定に基づき行わなければなりません。

12 施行日

この条例は、平成26年4月1日の施行を予定しています。